

第5編 人事・給与 （沖縄大学有期雇用職員就業規則）

別表第3（第14条関係）

事由	日数又は時間		
1 風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は損壊の場合	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める時間		
2 交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認める時間		
3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第33条による交通の制限又は遮断の場合	その都度必要と認める時間		
4 風水震火災その他非常災害による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間		
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める時間		
6 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	その都度必要と認める時間		
7 本学の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の襲来等による事故発生の防止のための措置を含む。）した場合	その都度必要と認める時間		
8 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日以内		
9 父母、配偶者又は子の祭祀を行う場合	1日		
10 忌引の場合	死亡した者	血族	姻族
	(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情	10日以内	

第5編 人事・給与 （沖縄大学有期雇用職員就業規則）

	にある者を含む。)		
	(2) 父母	7 日以内	3 日以内
	(3) 子	7 日以内	3 日以内
	(4) 祖父母	3 日以内	1 日
	(5) 孫	1 日	
	(6) 兄弟姉妹	3 日以内	1 日
	(7) 伯叔父母	1 日	1 日
	備考 1 生計を一にする場合は、血族に準ずる。 2 忌引の日数は、理事長が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。		
11 結婚の場合	結婚する者	日数	
	(1) 本人	7 日以内	
	(2) 兄弟姉妹	1 日	
	(3) 子	1 日	
12 配偶者の出産	3 日以内		